



輸入税率部分

3010



414
A 2382



輸入稅率部分

無稅品ノ部

獸 (牛馬綿羊ニ限ル)

地圖及海圖

獸骨 (工作ヲ經サル者)

板本

金銀地金

石炭

貨幣

地球儀

乾草

氷

大正十一年四月
隈侯爵邸寄贈

肥料 鴉屎。油滓等

草木及苗根

白金 (工作ヲ經サレ者)

貨物ノ照本 (税関長ノ認許ヲ得タル者ニ限リ)

園草。庭花其他稼穡ニ關スル種子 (種藝用ノ者ニテ税

関長ノ允准ヲ得タル者)

碗青。ハツク 泐藥及花紺青

羊毛其他ノ獸毛

船舶及舟艇

五分税

定額ノ部

蘆薈

明礬

塩酸 諸母尼亞

栴椰子

礪砂

加魯茂兒

聖叔尼捏

兒茶 一名阿仙藥

雌黃

人參

阿膠及魚膠

地盤引

施綿地

白堊 (工作ヲ經サル者)

蒼朮

幾那皮

藪類 (細註ス一キ分)

藿香

獸脂

石灰

穀類 (細註ス一キ分)

落花生豆

亞羅昆亞護謨

石羔

獸蹄

生鉛及熟鉛 (細註ス一キ分)

黑鉛

甘州

麻黃

水銀

莫兒非及莫兒非塩

銀葉

生牛馬皮類 (正乾鹹醃等ノ末ヲ治理セサル者)

綿子。麻子。亞麻子。胡麻子。菜子等 (榨油ニ用ル者)

苻蒼 (貨物ヲ包装スル者)

錫 矢那

亞鉛 (塊、板)

撒兒沙巴里兒刺

硝酸銀

滑石及滑石粉

鋼

貌魯密度制篤亞斯

木香

規尼

松脂

鹽 (苞) 及ヒ桶ニ装入シタル者

山歸耒

五

銅。青銅。黃銅。

白鐵 (柔質者)

必治及參兒

沃度制篤亞斯

籐

大黃

洎芙蓉

石

撒兒沙巴里兒刺

船茹

牛角。水牛角。鹿角。及犀角。水犀角

才。一角牙。海馬牙

如

大藏

粉

木根

麥芽

護謨布(靴用ノ者)

胡椒

翠骨

忽布

酒石酸

桂皮

炭酸麻屈捏决亞

クニゲヤ

洗濯曹達

コースチク曹達

六

五倍子

菟黃

蘓木及伯西兒木

白銀

白銅

綿花

五分稅

從價ノ部

色袋(綿布、麻布或ハ藁類ノモノ)
木皮

鐵錨及鐵鏈

權衡類

風雨儀、寒暑儀、及秤水器

坡鑿刀

消防器及諸唧筒器類

農具及木匠鐵匠其他製機師具

尺度類

牙類(別項ニ掲載セラル者)

鐵道蒸氣車、客車、及鐵道馬車

羅盤(航海用ノモノ)

藥種及製藥(別項ニ掲載セサル者)

布袋布

生護謨

諸機械類

泥地及足地粉

諸獸角類(別項ニ掲載セサル者)

窮理、天文、化學、數學、量地、畫圖、外科、及解剖器等

石材(別項ニ掲載セサル者)

材木及木板類

酸類(別項ニ掲載セサル者)

檸檬酸マフネシヤ

草、漆子油

九八

肝油

曹達(別項ニ掲載セサル者)

紅花

鯨骨及鯨鬚

種子(別項ニ掲載セサル者)

各種ノ鏈類(別項ニ掲載セサル者)

生菜

電信線

金剛砂

活字

傘柄(別項ニ掲載セサル者)

十分税

定額ノ部

郡青

緑青

朱

洋紅

繩索類 (多見ヲ塗リタルト否トヲ論セス)

天蠶絲

龍腦樟腦

丁子母丁子

藍及藍水

麻類 (梳理スルト否トヲ問ハス)

甘柘

九

大藏省

大藏省

唐靛

亭靛及別項ニ掲載セサル靛類

鉛粉(油ヲ和シタルト和セサルトヲ問ハス丹黄及白色ノ者)

鉛筆(木柄ノ者)

綿布類(天鷲絨ヲ除ク)

油布、革布

亞麻布

織絲(綿、麻、毛製ノ者)

筆嘴(金製ヲ除ク)

十分税

從價ノ部

禽獸類(無税ノ部ニ掲載セサル者)

運貨車

染料(別項ニ掲載セサル者)

顔料(別項ニ掲載セサル者)

望遠鏡類

塞子

紫檀黒檀及此等類似ノ堅硬木

大理石(工作ヲ經サルモノ)

般石

顯微鏡

磚瓦及煉化石

蜜蠟及水蠟

畧紙本。習字本。算計簿等。

護謨字消

斥刷墨類

書寫墨

筆鉛

望筆炭筆石筆其他筆類

筆柄

鋼ヲ以テ柄頭ヲ包ニタル
木製ノモノ

生草

綿布類(別項ニ掲載セサル者)

雨衣布

麻綿布

建築用具(別項ニ掲載セサル者)

白堊(工作ヲ經タル者)

繭及蠶綿

染粉及染水

久土

千十二

十五分稅

定額ノ部

薰腿及醃腿

釘類 (銅鐵製ノ者)

「ドライエル」

石炭油

豆油及落花生油

鹹肉 (桶ニ入タル牛肉及豚肉)

寔硝子

乳油

乾麵包 (桶ニ入タル者)

綿天鷲絨

毛布類 (細注スルキ分)

大歳百

大歳百

毛綿布類 (細注スヘキ分)

縫絲 (綿麻ノ別ヲ問ハス軸ニ卷カサル者)

九十三

十五分税

從價ノ部

海綿

西穀米類

乾菜

油類 (別處ニ掲載セサルモノ)

扣子

鈕釦 (襦袢鈕釦ヲ除キ各種用ノモノ)

刃物 (農具等ヲ除ク) (細註スヘキ分)

縫糸 (綿麻ノ別ヲ問ハス軸ニ卷タルモノ)

諸獸皮類 (別處ニ掲載セサルモノ)

砥石

溫飩素麵

釘類

(別項ニ掲載セラル者)

螺旋釘類

乾麵包 (罐ニ入レルモノ)

乳酪

乾魚。鹹魚

乳膏。乳粉

苡粉

胡椒粉

食鹽

毛布類 (別項ニ掲載セラルモノ)

毛綿布類 (別項ニ掲載セラルモノ)

毛麻布類

靴墨

二十分税

定額ノ部

綿布手巾

生絲

洗濯石鹼

茶

唐墨

珈琲及チカソー (細注スヘキ分)

蠟燭

麝香及麝香皮

洋紙類 (細注スヘキ分)

唐紙

白檀。沈香

種類 (細注スルキハ)

二十分税
從價ノ部

鉛類

寫真器及寫真紙

釜及鍋

鉄庫及鍍箱類

苳蓆。椶皮及椰子蓆

熨斗

置爐。壁爐及附屬品

漆

筆柄 (別項ニ掲載セラルモノ)

漿粉

乘車及附屬品

拭靴蓆及拭靴器類

厨房器具

毛筆

針及無眼針

馬具

卓布類

鎖及鑰

籃類(草。竹。椰子葉。藤等)

時辰鐘類

貝及甲類(別處ニ掲載セラルモノ)

熟皮類

封筒

墨壺

文房具(別處ニ掲載セラルモノ)

封粘

封蠟

玻璃板

鮫皮

唐硯

護謨粘及類似製衣ノ粘

羊皮紙

筆嘴(金製ノ者)

我鳥筆

鉛筆(別項ニ掲載セラルモノ)

卧床及卧具

燭臺

帷幕類

文臺

家具

(別項ニ掲載セラルモノ)

玻璃鏡類

架燈提燈及其附屬品類

画類

椅子。憩床。飯臺

飲料

(細注ス(キ方))

乾菓

漬菓

核子

ナラド油

香椒類

(別項ニ掲載セラルモノ)

食劑

(細註ス(キ方))

鐘及鈴

大理石

(工作ヲ経タルモノ)

金屬器類

(別項ニ掲載セラルモノ)

生絲及屑絲

琥珀

鹽類

(別項ニ掲載セラルモノ)

磁器及陶器

二十五分税

定額ノ部

襟子類

手巾 (麻或ハ麻綿製モノ)

襯衫及襯褲 (細註スヘキ分)

襪子類 (細註スヘキ分)

褲帶 (絹或ハ絹交製ヲ除ク)

一十八

二十五分稅

從價ノ部

時辰鏢及其部分ノ品

羽毛

燈心

雙眼鏡類

鈕釦(襦袢用ノモノ)

胸衣袖口類

絹布類(他ノ物質ヲ以テ交織セルモノ)

頸巾類

壁紙

手套類

眼鏡類

二十九

帶類

靴。長靴。及便靴類

刷子類

現成衣服及粧飾品類

櫛類

塞子鑽類

額緣類

帽類

馬衣

雨巾

旅櫃。提袋。旅囊及佩袋等

襟飾

雨衣

金銀細工物類 (別項ニ掲載セラル)

毛皮 (水獺皮。豹皮。虎皮及海狸皮等)

玻璃器類

鏢鏈及鏢鑰

扇子

褲帶 (絹或ハ得交製衣ノモノ)

手巾 (別項ニ掲載セラル)

襦袢

浴巾

雨傘 日傘

旅籠

靴衣及脛衣

三十分税

定額ノ部

煙草

(卷莖。紙卷莖。等)

(細註スヘキ分)

砂糖類

(細註スヘキ分)

酒類

(細註スヘキ分)

三十分稅

從價ノ部

火引ツキ

珊瑚

珠玉

石鹼(化粧用ノ者)

杖及鞭

樂器

肖像類

寫真帖

香具及薰物(細注スニ十分)

玩具

軍用品(大砲。小銃。短銃。彈藥等)

元
水
乙

大
藏
省

大
藏
省

獵銃

雷管及導火管

煙具(吸鴉片具ヲ除ク)

火藥

酒類(別項ニ掲載セサル者)

煙火

賭具(細註スニキ分)

乾糖菓類

烟草類(別項ニ掲載セサル者)

糖蜜及糖水

鼈甲

傘柄(金銀珠玉等ヲ以テ飾リタル者)

輸入禁制物項

一 贋造及擬造貨幣

一 諸般ノ春画及淫醜物類

一 鴉片(日本政府ノ特許ヲ得ル者ハ此限ニアラス)

一 吸鴉片具

一 華氏寒暖計百ノ千度ニ至ラザル熱氣ニ於テ火ヲ發スル石油等

一 諸偽藥類其他贋造ノ燒酒食劑及飲料等

一 日本政府ノ許可ヲ得テ啟權ヲ有スル書籍類ノ偽版

左ノ二項ハ臨時日本政府ノ公布ヲ以テ其輸入ヲ禁止ス

一 傳染病流行ノ地方ヨリ輸入スル牛。綿羊其他ノ諸動物

并其生皮。毛皮。角。蹄等

一 兵器火藥及諸般ノ軍用品類



